安中市空家等バンク設置運営要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、本市内に所在する空家等の活用を促進するために本市が設置する 空家等バンクの運営について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところ による。
  - (1) 空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第11条に規定する空家等(同法第2条第2項に規定する特定空家等を除く。)をいう。
  - (2) 空家等バンク 本市内に所在する空家等の売却又は賃貸を希望する空家等の 所有者又は相続人(以下「所有者等」という。)から得た情報を登録し、本市 の内外を問わず、当該空家等の取得又は賃借(以下「取得等」という。)を希 望する者に当該情報を提供する制度をいう。

(適用上の注意)

- 第3条 この告示は、空家等バンクによらない空家等の取引を妨げるものではない。
- 2 空家等バンクは、空家等に係る情報の登録及び提供を行うこととし、当該空家等の 取引に係る仲介を行わない。

(協定の締結)

- 第4条 市長は、空家等バンクを円滑に運営するため、一般社団法人群馬県宅地建物取引業協会及び公益社団法人全日本不動産協会群馬県本部(第18条において「協会」という。)と次に掲げる業務について、協定を締結するものとする。
  - (1) 事業者の紹介
  - (2) 空家等バンクの登録に必要な空家等の調査
  - (3) 空家等の売買又は賃貸借に係る契約の仲介

(事業者の登録)

- 第5条 空家等バンクの利用を希望する事業者は、空家等バンク事業者登録申請書(様式第1号)に必要書類を添えて、市長に申請しなければならない。
- 2 前項の事業者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する事業者でなければな

らない。

- (1) 宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第2条第3号に規定する宅地建物取引業者であること。
- (2) 一般社団法人群馬県宅地建物取引業協会又は公益社団法人全日本不動産協会 群馬県本部に加盟する者であること。
- (3) 安中市暴力団排除条例(平成24年安中市条例第26号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
- 3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、空家等バンク事業者登録決定通知書(様式第2号)により、空家等バンクを利用することができる事業者(以下「登録事業者」という。)として登録した旨を当該申請を行った事業者に通知するものとする。
- 4 市長は、前項の規定による審査の結果、登録事業者として適当でないと認めるときは、空家等バンク事業者登録却下通知書(様式第3号)により、第1項の規定による申請を行った事業者に通知するものとする。

(事業者の登録内容の変更等)

- 第6条 登録事業者は、前条第3項の規定による登録(以下「事業者登録」という。) の内容に変更が生じたときは、空家等バンク事業者登録内容変更届出書(様式第4 号)により、速やかに市長に届け出るものとする。
- 2 登録事業者は、自ら事業者登録を取り消すときは、空家等バンク事業者登録取消届 出書(様式第5号)により、速やかに市長に届け出るものとする。

(事業者の登録の取消し)

- 第7条 市長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、事業者登録を取り消し、空家等バンク事業者登録取消決定通知書(様式第6号)により、当該登録事業者に通知するものとする。
  - (1) 空家等バンク事業者登録取消届出書の提出があった場合
  - (2) 第5条第2項各号に掲げる要件を満たさなくなった場合
  - (3) 偽りその他不正の手段により事業者登録を受けた場合
  - (4) その他市長が登録事業者として適当でないと認める場合

(空家等の登録の要件)

- 第8条 空家等バンクに登録する空家等(以下「登録空家等」という。)は、次の各号 に掲げる要件のいずれにも該当する空家等でなければならない。
  - (1) 本市内に所在していること。
  - (2) 一戸建ての住宅(居住の用に供する部分と事業の用に供する部分とが結合している併用住宅を含む。)であること。
  - (3) 建築基準法(昭和25年法律第201号)その他の法令に違反していないこと。
  - (4) 所有者等が法人でないこと。
  - (5) 所有者等が安中市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等でない こと。

(空家等バンクへの登録の申請)

- 第9条 空家等バンクに空家等の登録を希望する所有者等は、登録空家等登録申請書 (様式第7号)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。
  - (1) 登録空家等案内図(様式第8号)
  - (2) 登録空家等間取図(様式第9号)
  - (3) 誓約書(様式第10号)
  - (4) 同意書(様式第11号) (共有者が数人ある場合又は同順位の相続人が数人 ある場合に限る。)
  - (5) 登録空家等に係る登記事項証明書であって、当該登記事項証明書の発行の日から3筒月を経過していないもの
  - (6) 登録空家等に係る不動産登記法(平成16年法律第123号)第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する地図に準ずる図面であって、当該地図又は当該図面の発行の日から3箇月を経過していないもの
  - (7) その他市長が必要と認める書類

(登録空家等の調査)

- 第10条 市長は、前条の規定による申請があったときは、所有者等が希望する登録事業者に当該申請に係る書類の写しを送付し、登録空家等の調査を依頼するものとする。
- 2 前項の規定による依頼を受けた登録事業者(以下「担当事業者」という。)は、速 やかに所有者等と調整し、登録空家等について必要な調査を行うものとする。

- 3 担当事業者は、前項の調査において、宅地建物取引業法第35条に規定する説明に 必要とされる事項について、調査しなければならない。
- 4 担当事業者は、登録空家等の調査の結果を登録空家等概要書(様式第12号)に記載し、速やかに市長に提出しなければならない。

(空家等バンクへの登録の決定)

- 第11条 市長は、前条第4項の規定により登録空家等概要書の提出があったときは、 その内容を審査し、登録空家等として適当と認めるときは、登録空家等を空家等バン クに登録するものとする。
- 2 市長は、前項の規定による登録(以下「物件登録」という。)をしたときは、登録 空家等登録決定通知書(様式第13号)により、第9条の規定による申請をした者及 び担当事業者に通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による審査の結果、登録空家等として適当でないと認めると きは、登録空家等登録却下通知書(様式第14号)により、第9条の規定による申請 をした者及び担当事業者に通知するものとする。

(登録の内容の変更)

第12条 物件登録を受けた所有者等(以下「登録者」という。)は、物件登録の内容に変更が生じた場合は、事前に担当事業者にその旨を申し出た上で、登録空家等登録内容変更届出書(様式第15号)により、速やかに市長に届け出るものとする。

(登録の取下げ)

第13条 登録者は、自己の都合により物件登録を取り下げる場合は、事前に担当事業者にその旨を申し出た上で、登録空家等登録取下届出書(様式第16号)により、市長に届け出るものとする。

(登録の取消し)

- 第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、物件登録を取り消すとともに、登録空家等登録取消決定通知書(様式第17号)により、登録者及び担当事業者に通知するものとする。
  - (1) 登録者が登録空家等に係る所有権を移転し、又は新たに抵当権を設定した場合
  - (2) 登録空家等が第8条各号に掲げる要件を満たさなくなった場合

- (3) 登録者から登録空家等登録取下届出書の提出があった場合
- (4) 物件登録の内容に虚偽があった場合
- (5) 物件登録の日から2年を経過した場合
- (6) その他市長が物件登録を適当でないと認める場合

(情報の公開)

第15条 市長は、登録空家等に係る情報を市のホームページ及び紙媒体において公開 するものとする。

(登録空家等の取得等に係る交渉等)

- 第16条 空家等バンクを通じて登録空家等の取得等を希望する者は、当該登録空家等 に係る担当事業者へ直接申し出るものとする。
- 2 担当事業者は、前項の規定による申出により登録空家等の取得等に係る交渉を開始 したときは、空家等バンク交渉開始報告書(様式第18号)により、速やかに市長に 報告するものとする。
- 3 市長は、前項の交渉及び次条の契約については、直接これに関与しないものとする。
- 4 第2項の交渉及び次条の契約に関する争いについては、当該争いの当事者間において解決するものとする。

(成約の報告)

第17条 担当事業者は、前条第2項の交渉の結果、登録空家等の取得等に係る契約が成立したときは、登録空家等取得等契約成立報告書(様式第19号)に取得等に係る契約書の写しを添えて、速やかに市長に報告するものとする。

(個人情報の取扱い)

- 第18条 協会及び登録事業者は、空家等バンクの利用に係る個人情報の取扱いについて、次に掲げる事項に留意した上で適正に取り扱うものとする。登録事業者にあっては、事業者登録が取り消された後も、同様とする。
  - (1) 個人情報を収集するときは、あらかじめ、空家等バンクの利用に関し必要である旨を明らかにし、その目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならないこと。
  - (2) 前号の目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならないこと。

- (3) 収集した個人情報を漏えいし、又は滅失することのないよう、適正に管理すること。
- (4) 収集した個人情報は、空家等バンクの利用の終了後、速やかに廃棄し、及び 消去し、その他適正な措置を講ずること。
- (5) 収集した個人情報を漏えいし、又は滅失した場合は、速やかに市長に報告し、 その指示に従うこと。

(免責事項)

- 第19条 市長は、ネットワーク機器、ネットワーク回線等の障害、停電、ネットワーク機器又はネットワーク回線の保守に係る作業その他の事由により、空家等バンクによる情報の提供に中断又は遅延が生じたときは、当該中断又は当該遅延により生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。
- 2 市長は、登録者、登録事業者、その他第三者が空家等バンクを利用したことにより 被った損害については、一切の責任を負わないものとする。

(空家等バンクの利用の促進)

第20条 市長は、第9条の規定による申請をしていない空家等であって、空家等バンクに登録することが適当と認めるものは、当該空家等の所有者等に対して物件登録を 勧めることができる。

(その他)

第21条 この告示に定めるもののほか、空家等バンクに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

安中市長 様

#### (申請者) 代表者住所 代表者職・氏名

1

#### 空家等バンク事業者登録申請書

空家等バンクの利用に当たり、登録事業者として登録したいので、安中市空家等バンク設置運営要綱第5条第1項の規定により、次のとおり申請します。

また、安中市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員等でないことを確認するために、市から警察署に照会をすることに同意します。

(フリガナ) 事 業 者 名	
所 在 地	〒
電 話 番 号	
F A X 番 号	
メールアドレス	
ホームページアドレス	
宅地建物取引業免 許 番 号	
添 付 書 類	宅地建物取引業者免許証の写し
所属している協会	群馬県宅地建物取引業協会 • 全日本不動産協会群馬県本部
事業者の紹介文 (内容は、登録事 業者のリストに 掲載されます。)	(150文字以内)

 第
 号

 年
 月

 日

様

安中市長

#### 空家等バンク事業者登録決定通知書

年 月 日付けで申請のあった事業者登録について、登録事業者として登録することを決定しましたので、安中市空家等バンク設置運営要綱第5条第3項の規定により通知します。

登録	ままま ままま ままま ままま ままま かんしょう かいしん かいしん ままま ままま しんしん しんしん しんしん しんしん しんしん しんし	者都	\$号	
登	鎉	Ĺ	日	年 月 日
事	業	者	名	
所	在	:	地	〒
代表	老猪	<b>₹・</b> ∃	6名	
電	話	番	号	

#### 備考

- 1 事業者登録の内容に変更があったときは、空家等バンク事業者登録内容変更届出書により、速やかに市長に届け出ること。
- 2 自ら事業者登録を取り消すときは、空家等バンク事業者登録取消届出書により、速やかに市長に届け出ること。

第 年 月 日

様

安中市長

# 空家等バンク事業者登録却下通知書

年 月 日付けで申請のあった事業者登録について、登録事業者として登録することを却下しましたので、安中市空家等バンク設置運営要綱第5条第4項の規定により通知します。

事	業	者	名	
所	右	É	地	〒 一
代表	表者聯	哉・」	氏名	
却	下 0	)理	且由	

安中市長 様

(届出者) 代表者住所 代表者職・氏名 電話番号

# 空家等バンク事業者登録内容変更届出書

事業者登録の内容に変更が生じましたので、安中市空家等バンク設置運営要綱第6条第1項の規定により届け出ます。

事 業 者 名	
所 在 地	〒
登録事業者番号	
亦画の内容	変更前
変更の内容	変更後

安中市長 様

(届出者)代表者住所 代表者職・氏名電話番号

# 空家等バンク事業者登録取消届出書

事業者登録を取り消したいので、安中市空家等バンク設置運営要綱第6条第2項の規定により届け出ます。

事 業 者 名	
所 在 均	
登録事業者番号	7
取消しの理目	

第 年 月 日

印

様

安中市長

# 空家等バンク事業者登録取消決定通知書

次の理由により、空家等バンクにおける事業者登録を取り消すことを決定しましたので、安中市空家等バンク設置運営要綱第7条の規定により通知します。

事	業	省 名	
所	在	地	〒
登録	事業を	皆番号	
取消	しの	理由	

安中市長 様

# 登録空家等登録申請書

登録空家等の物件登録をしたいので、安中市空家等バンク設置運営要綱第9条の規定により、次の とおり申請します。 1 申請者の情報(申請者の情報は、空家等バンクにより公表しません。)

(フリガナ) 氏 名	•
住所	
電 話 番 号	
登録空家等の 所有者との関係	

2 登録空家等の情報(登録空家等の所有者等の情報は、空家等バンクにより公表しません。)

種	別	IJ	□土地	· 建 <sup>½</sup>	物 □建物のみ	
所	在 地	Įį	安中市			
所	有者等		(フリガ <sup>、</sup> 氏	ナ) 名		
(同· (司· (国·	申 請 者 と 一の場合は、 略 可 )		住	所	〒	
			電 話 番	号		
土	坦	μ	面	積	m² ( 坪)	
			種	類	□専用住宅 □併用住宅 □その他(	)
			構	造	□木造 □軽量鉄骨造 □鉄骨造 □鉄筋コンクリート造 □その他(	)
			階	数	□1階建て □2階建て □その他( 階建て)	
建	物	J	間 取	り		
		Ī	延べ床面	重積	m² (   坪)	
		Ī	建築	年	年(築 年)	
			空家等のになった		年 月頃	

3 売却又は賃貸の条件

契	約の	りま	種	別		コ婧	5封	] [	□賃貸		売却	却又に	は賃賃	E T				
					売			却								F	9	
価	柞	各		等	賃			貸								F	9	(1月当たり)
					敷礼	金	及	び 金								F		(敷金) (礼金)
契	約の	り!	期	間						年		月	F	から	年	月		日まで
希担	望 当 事	す 事 <sup>‡</sup>	- 業	る者														
/±: ±																		

#### 備考

- 1 共有者が数人ある場合又は同順位の相続人が数人ある場合は、全ての所有者等について、任 意の様式を追加して記入してください。
- 2 担当事業者は、登録空家等の調査、契約の仲介等を行う事業者をいいます(安中市空家等バンク登録事業者一覧から希望する業者を選定してください。)。
- 3 売却又は賃貸の条件については、担当事業者が決定した後に当該担当事業者と相談の上、変 更することができます。

4	添付	+	聿	粨
4 1	KINS I	Ί.	亩	大只

 	_
登録空家等案内図	

- □ 登録空家等間取図
- □ 誓約書
- □ 同意書(共有者が数人ある場合又は同順位の相続人が数人ある場合に添付してください。)
- □ 登録空家等に係る登記事項証明書であって、当該登記事項証明書の発行の日から3箇月を経 過していないもの
- □ 登録空家等に係る不動産登記法第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する地図に準ずる図面であって、当該地図又は当該図面の発行の日から3箇月を経過していないもの
- □ その他市長が必要と認める書類

#### 5 注意事項

- (1) 物件登録の期間は、物件登録の日から2年間です。
- (2) 市に提出した本書その他添付書類の写しは、市から協会及び登録事業者に提供します。
- (3) 市に提出された個人情報については、安中市個人情報保護条例及び安中市空家等バンク 設置運営要綱第18条の規定に基づき、空家等バンクの目的以外の目的のために利用しま せん。
- 6 市記入欄(以下の欄については、記入しないでください。)

登録番号		収受印
登 録 日	年 月 日	
担当事業者		
備考		

# 登録空家等案内図

# 備考

- 1 目印となる建物、道路、河川等を記入してください。2 案内図の作成に代えて、地図の写しを添付することができます。

### 登録空家等間取図

(1階部分)		
( 階部分)		
( 1477)		
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		

# 備考

- 3階建て以上の登録空家等については、適宜用紙を追加して作成してください。間取図の作成に代えて、平面図の写しを添付することができます。

年 月 日

安中市長 様

(申請者) 住所 (FI) 氏名 電話番号

#### 誓約書

私は、空家等バンクを利用するに当たり、安中市空家等バンク設置運営要綱の規定の内容を理解し た上で、次の事項を誓約します。

- 安中市空家等バンク設置運営要綱の規定を遵守すること。
- 2 安中市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
- 3 登録空家等の取得等に関する交渉及び契約は、当事者間において行い、当該交渉又は当該契約 に関して争いが生じた場合は、当事者間において責任をもって解決すること。
- 4 登録空家等登録申請書に記載した内容に偽りがないこと。
- 5 登録空家等登録申請書に記載した事項に変更が生じたときは、速やかに市長に届け出ること。
- 6 登録空家等登録申請書その他添付書類の写しを市から協会及び登録事業者に提供することに同 意すること。
- 7 登録空家等の情報を市のホームページに掲載することに同意すること。 8 空家等バンクの利用を通じて得た個人情報については、空家等バンクの目的以外の目的のため に利用しないこと。

安中市長 様

(申請者) 住所氏名電話番号

#### 同意書

空家等バンクを利用するに当たり、私が所有し、又は相続する次の空家等について、申請者が物件登録をすることに同意します。

- 1 登録空家等の所在地 安中市
- 2 同意者

	100 H			
	所有者等1	住所	〒	
		氏名		
土地	所有者等2	住所	〒	
		氏名		
	所有者等3	住所	〒	
		氏名		
	所有者等1	住所	〒 一	
		氏名		
建物	所有者等2	住所	〒	
		氏名		
	所有者等3	住所	〒	
		氏名		

備考 共有者が数人ある場合又は相続人が数人ある場合において、記入欄が足りない場合は、適宜 用紙を追加して作成してください。

# 様式第12号(第10条、第11条関係) 登録空家等概要書

登	録	番	号					受付日	年	月	日 送	付日	名	丰	月	日			
種			別			口土均	也・建	物 口類	書物のみ しょうしょう		契約の	種別	□売	却	□賃賃	Ę			
所	<u>t</u>	Ē	地	安中	市		,												
				売却	希	望価格										円			
希	望	価	格	<b>佳</b> 岱	全τ	望価格	賃料						円(	(1月	当たり	))			
				貝貝	. 4]J 3	主川竹	敷金			F	礼金					円			
				土	地	面	積		$m^2$ (		坪)	備考							
						種	類	□専用個	住宅 口信	并用住宅	三 口そ	の他	(		)				
								附属工 作		□有り□無し	(							)	
						構	造	□木造□鉄筋	□軽量鎖 コンクリー							)			
						建物	階 数									階			
						延べ床	で 面積									m²			
						各階€	面積												
								(	) L • I	) • K									
<b>*</b>	<b>臼.</b> 7	セ 安	· \$	家 等	*				間取	<b>カ</b> り	1 階	□居間 □その他 □和室(	(	)	呂 □ ) □洋室		畳)		
の			要	建	物			2 階	□居間 □その他 □和室(	(	)	呂 □ ) □洋室	トイレ	畳)					
						建築	年						年	(築		年)			
						補修の	)要否	□不要	□やや↓	必要 □	]必要	□補値	冬中						
						補修費用		口その位				負担	□購入	.者の	) 負担				
						設備⊄	)状況	電ガ風水下ト駐その気ス呂道道レ場他	□引込済 □プロパ □ガス □上水道 □下水道 □水洗式 □有り(	ンガス □灯油 □簡。 □浄	□電気 易水道 化槽 [ み取り]	気 🗆 □そ □その	その他 の他 他 和式 [	□洋ラ	弋				
	要なが 距離			バ市谷保	沢へ受性質学	デ 園 園		中学	完	事業 	合せ先     者名   地   番号	=======================================							

#### 備考

- 1 太枠の中のみを記入してください。 2 3階建て以上の登録空家等については、間取りについて、任意の様式を追加して記入してく ださい。

登録空家等の紹介文
案内図
間取図

登録空家等の外観の写真	(2枚)
登録空家等の内部の写真	(2枚)

 第
 号

 年
 月

 日

様

安中市長

#### 登録空家等登録決定通知書

年 月 日付けで申請のあった物件登録について、次のとおり決定したので、安中市空家等バンク設置運営要綱第11条第2項の規定により通知します。

登録番号	
登 録 日	年 月 日
登録期限	年 月 日(物件登録の日から2年間)
所 在 地	安中市
所有者等	
担当事業者	

#### 備考

- 1 物件登録の内容に変更が生じた場合は、事前に担当事業者にその旨を申し出た上で、登録空家等登録内容変更届出書により、速やかに市長に届け出ること。
- 2 自己の都合により物件登録を取り下げる場合は、事前に担当事業者にその旨を申し出た上で、登録空家等登録取下届出書により、市長に届け出ること。

第号年月

様

安中市長 回

### 登録空家等登録却下通知書

年 月 日付けで申請のあった物件登録について、当該物件登録を却下しましたので、 安中市空家等バンク設置運営要綱第11条第3項の規定により通知します。

所	在	地	安中市
所	有 者	等	
却	下の理	由	

安中市長 様

(届出者) 住所 氏名 電話番号

# 登録空家等登録内容変更届出書

物件登録の内容に変更が生じましたので、安中市空家等バンク設置運営要綱第12条の規定により届け出ます。

登	録	番	号								
登	金	₹	日				年	月	日		
所	右	Ë	地	安中市							
所	有	者	等								
亦	更 0	) th	☆	変更前							
<b>发</b>	文	) <sub>(1)</sub>	谷	変更後							

安中市長 様

(届出者) 住所 氏名 電話番号

# 登録空家等登録取下届出書

物件登録を取り下げたいので、安中市空家等バンク設置運営要綱第13条の規定により届け出ます。

登	録	番	号	
登	金	ł	日	年 月 日
所	右	Ē	地	安中市
所	有	者	等	
取 -	下げ	の理	!曲	

第 年 月 日

様

安中市長

# 登録空家等登録取消決定通知書

次の理由により、空家等バンクにおける物件登録を取り消すことを決定しましたので、安中市空家等バンク設置運営要綱第14条の規定により通知します。

登	録	番	号	
登	金	₹	日	年 月 日
所	右	Ē	地	安中市
所	有	者	等	
取》	肖し	の理	!曲	

安中市長 様

(報告者) 代表者住所 代表者職・氏名 電話番号

ⅎ

#### 空家等バンク交渉開始報告書

物件登録をしている登録空家等について、取得等に係る交渉を開始したので、安中市空家等バンク 設置運営要綱第16条第2項の規定により、次のとおり報告します。

1 取得等に係る交渉を開始した登録空家等

登 録 番	号	
所 在	地	安中市
交渉の開始	台日	年 月 日

2 取得等に係る交渉を申し込んだ者

(フリガナ) 氏 名	
住所	〒

備考 登録空家等の取得等に係る契約が成立したときは、登録空家等取得等契約成立報告書に取得 等に係る契約書の写しを添えて、速やかに市長に報告すること。

安中市長 様

(報告者) 代表者住所 代表者職・氏名 電話番号

ⅎ

#### 登録空家等取得等契約成立報告書

物件登録をしている登録空家等について、取得等に係る契約が成立したので、安中市空家等バンク 設置運営要綱第17条の規定により、次のとおり報告します。

#### 1 取得等に係る契約を成立した登録空家等

登	録 番	号	
登	録	日	年 月 日
所	在	地	安中市
所	有 者	等	
成	約	日	年 月 日
添	付 書	類	取得等に係る契約書の写し

#### 2 取得等をする者

(フリガナ) 氏 名	
住所	〒